

1. 件名：女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（周辺監視区域の変更）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年8月25日 18時00分～18時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
片桐主任安全審査官、小野安全審査官、長江技術参与

東北電力株式会社：

東京支社 総務グループ 課長、他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）女川原子力発電所 周辺監視区域境界変更に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について（改4）
- （2）女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料①（実用炉規則および保安規定審査基準への適合性）（改4）
- （3）女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料②（原子炉設置変更許可申請書の取り扱い）（改3）
- （4）女川原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料③（廃止措置計画の取り扱い）（改3）
- （5）女川原子力発電所保安規定（周辺監視区域境界） 指摘事項に対する回答整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、規制庁のオノですそれでは
0:00:05	女川原子力発電所の保安規定のヒアリングを開始したいと思います説明をお願いいたします。
0:00:12	はい。東北電力東京支社の長谷川でございます。
0:00:16	女川発電所の原子炉施設保安規定。
0:00:19	変更認可申請書の、
0:00:21	説明資料につきまして、
0:00:23	今週 8 月 23 日火曜日にですね、ヒアリングして、ご議論いただきました内容でいただいたコメントにつきまして、反映して参りましたので、こちらについてご説明差し上げます。
0:00:37	お手元の資料ですね。
0:00:39	最初に付けさせていただきましたけども、
0:00:42	回答整理表ということで、
0:00:44	コメント内容とその反映状況について李まとめてる人がございますが、
0:00:49	4、4 ページ目をご覧くださいますと、
0:00:52	No.8 から 19 まで、コメントを整理して参りました。
0:00:57	こちらで特に大きなコメントというところをメインにご説明差し上げます。
0:01:04	まず、コメントナンバーの 8 でございますけども、対象については資料の 2 番をご覧ください。
0:01:12	表紙からページ番号 1 と振っておりますけども、1 ページ目から 3 ページ目につきまして、また 6 ページ目から 11 ページ目につきましては、
0:01:21	実用炉規則及び保安規定審査基準の適合性を説明する、する資料であることから、その記載名を適正化して参りました。
0:01:33	8 番につきましては、以上でございます。
0:01:37	同じく資料 2 の修正でございますけども、コメント No.10 ということで、
0:01:43	本資料の、
0:01:44	12 ページをご覧ください。
0:01:49	12 ページをご覧くださいますと、4 ポツ保安規定変更内容に対する設置許可との整合性の説明でございますけども、
0:01:58	(1)、(2)それぞれについて修正して参りました。
0:02:03	こちらにつきましては、設置許可への影響及び取り扱いの詳細を説明する資料 3。
0:02:10	廃止措置計画への影響及び取り扱いを説明する書類 4 との紐付けを明確化するということで、表現を 3 行ずつ追記して参りました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:21	15 は以上でございます。
0:02:23	続きまして、コメントNo.11 でございますけども、
0:02:28	本資料の 14 ページをご覧ください。
0:02:35	こちらは、3 ポツの作業用地の確保に関わる検討フローでございますけども、
0:02:41	こちらの中で、中段の
0:02:46	フローの真ん中ぐらいでございますけども、
0:02:49	作業用地の確保に係る検討フローにおいて、敷地外の検討項目として、処分場のへの搬出を行っていることを、明確にするという意味で追記をしております。
0:03:03	11 番は以上でございます。
0:03:07	続きましてNo.12 でございますけどもこちらは、資料の 3 番に参ります。
0:03:13	資料の 3 番をご覧ください。
0:03:17	資料 3 番の 3 ページ目。
0:03:21	及び 42 ページ目になりますけども、
0:03:25	まず資料 3 ページ目の、ページ中ほど、黒字の確認の結果、本文記載事項についてという表現で始まって段落でございますが、
0:03:37	こちらにつきまして、炉規制法における保安規定認可新要件を踏まえて、設置許可への影響を確認しその結果、
0:03:47	本文添付参考図等の変更が必要であるということ、
0:03:52	明確化するという意味で、記載を追記して参りました。
0:03:57	こちらにつきましてはP42 ページについても同様の表現を加えてございます。
0:04:05	はい。
0:04:08	42 ページをご覧くださいと、
0:04:11	すいません 3、3 ページ目にも同様の記載がございますけども、
0:04:15	コメントNo.13 ということで、
0:04:18	本文添付参考図等の変更については、
0:04:22	特重に関わる設置変更許可申請の補正に合わせて、速やかに、
0:04:27	実施するというので、その記載を明確化して参りました。
0:04:33	はい。その他、コメントリストに記載してる内容につきましては、
0:04:37	表現の適正化。
0:04:40	等で、全般見直しでございますので、ご確認いただければと思います。
0:04:45	説明以上でございます。
0:04:49	はい、規制庁のです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:52	修正内容については承知いたしました。こちら規制庁側からのコメントは特にございません。
0:04:59	衛藤最後に江藤東北電力さんの方から何か確認したい事項ございませうでしょうか。
0:05:05	いえ、特にございません。はい、規制庁のそれでは本日のヒアリングはこれで終了いたします。ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。